

修 正 案	現 行	備 考
<p data-bbox="421 316 707 507">石川県地域防災計画 津波災害対策編  (平成25年修正)</p>	<p data-bbox="1384 316 1671 507">石川県地域防災計画 津波災害対策編  (平成24年作成)</p>	

修正案	現行	備考																										
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)  第2節 性格及び基本方針  1 (略)  2 基本方針  (1) 用語  ア～イ (略)  ウ 指定公共機関  日本郵便株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)  エ 指定地方公共機関  北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県治水協会  オ (略)  (2) (略)</p> <p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="241 1018 696 1262"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>・(略) ・避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集及び情報提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業(中小企業を含む)の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指運に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <table border="1" data-bbox="241 1302 696 1377"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本郵便株式会社(北陸支社)</td> <td>・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び保護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節～第5節 (略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸財務局	・(略) ・避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集及び情報提供に関すること。	中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業(中小企業を含む)の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指運に関すること。	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	日本郵便株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び保護対策に関すること。	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 (略)  第2節 性格及び基本方針  1 (略)  2 基本方針  (1) 用語  ア～イ (略)  ウ 指定公共機関  郵便事業株式会社(北陸支社)、日本銀行(金沢支店)、日本赤十字社(石川県支部)、日本放送協会(金沢放送局)、中日本高速道路株式会社(金沢支社)、西日本旅客鉄道株式会社(金沢支社)、日本貨物鉄道株式会社(金沢支店)、西日本電信電話株式会社(金沢支社)、KDDI株式会社(北陸総支社)、日本通運株式会社(金沢支店)、北陸電力株式会社(石川支店)、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ(北陸支社)、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(北陸営業支店)  エ 指定地方公共機関  北陸鉄道株式会社、のと鉄道株式会社、株式会社北國新聞社、株式会社中日新聞北陸本社、北陸放送株式会社、石川テレビ放送株式会社、株式会社テレビ金沢、株式会社エフエム石川、北陸朝日放送株式会社、石川県医師会、石川県看護協会、石川県道路公社、石川県治水協会  オ (略)  (2) (略)</p> <p>第3節 県、市町及び防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <table border="1" data-bbox="1205 1011 1653 1281"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北陸財務局</td> <td>・(略)</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工職業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における災害の防止及び災害時における応急措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>石川県道路公社</td> <td>・(略)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1205 1302 1653 1377"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便事業株式会社(北陸支社)</td> <td>・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び保護対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節～第5節 (略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	北陸財務局	・(略)	中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工職業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。	中部近畿産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における災害の防止及び災害時における応急措置に関すること。	石川県道路公社	・(略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	郵便事業株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び保護対策に関すること。	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
北陸財務局	・(略) ・避難場所等として利用可能な国有財産(未利用地、庁舎、宿舍)の情報収集及び情報提供に関すること。																											
中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・産業(中小企業を含む)の被害情報及び被災事業者への支援に関すること。 ・ライフラインの早期復旧に関すること。																											
中部近畿産業保安監督部	・高圧ガス、液化石油ガス、火薬類等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、都市ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指運に関すること。																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
日本郵便株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び保護対策に関すること。																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
北陸財務局	・(略)																											
中部経済産業局	・災害時における物資の安定的供給確保に関すること。 ・被災商工職業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ・被災中小企業の振興に関すること。																											
中部近畿産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、電気、ガス等の保安に関すること。 ・鉱山における災害の防止及び災害時における応急措置に関すること。																											
石川県道路公社	・(略)																											
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																											
郵便事業株式会社(北陸支社)	・災害時における郵便業務の確保に関すること。 ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び保護対策に関すること。																											

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">第2章 津波災害予防計画</p> <p>【津波災害予防計画の体系】 津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進し、一丸となって津波予防対策を講じるものとする。 なお、津波の想定に関して、新しい知見が得られた場合には、必要な見直しを行うよう努めるものとする。 (以下略)</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1 基本方針 (略) なお、県及び市町は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広報媒体等による普及</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 講演会や実地研修等の開催による普及</p> <p>(ク)～(シ) (略)</p> <p>ウ 社会教育施設の活用を通じた普及 公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 災害教訓の伝承</p> <p>(1) 県及び市町は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 津波災害予防計画</p> <p>【津波災害予防計画の体系】 津波から県民の生命と財産を守り、安全で安心な県土づくり実現のために、県、市町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで、住民等の避難を軸としたソフト対策と海岸保全施設等の整備といったハード対策を組み合わせた津波予防対策を、一丸となって講じるものとする。 なお、津波の想定に関して、新しい知見が得られた場合には、必要な見直しを行うよう努めるものとする。 (以下略)</p> <p>第1節 防災知識の普及</p> <p>1 基本方針 (略) なお、県及び市町は、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 住民に対する防災知識の普及 (略)</p> <p>(1) 普及の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広報媒体等による普及</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 印刷物による普及</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 講演会等の開催による普及</p> <p>(ク)～(シ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 災害教訓の伝承</p> <p>県は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。 また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(2) <u>住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。</u></p> <p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。 &lt;平常時の心得&gt;</p> <p>○(略)</p> <p>○家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>&lt;津波発生時の心得&gt; [一般]</p> <p>(略)</p> <p>○<u>地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p>	<p>第2節 県民及び事業所のとるべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県民のとるべき措置 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。 &lt;平常時の心得&gt;</p> <p>○(略)</p> <p>○家族で次の対応措置を話し合っておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>&lt;津波発生時の心得&gt; [一般]</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p>	

修正案	現行	備考
<p>[船舶] (略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会(自治会)、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。 (略)</p>	<p>[船舶] (略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 防災ボランティアの活動環境の整備</p> <p>1 基本方針 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市町及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。 このため、県、市町及び関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、社会福祉協議会、町会(自治会)、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。 また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。</p> <p>2 防災ボランティアの環境整備 防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難場所等における炊出し、清掃作業等特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、効果的な活用が図られるよう、県及び市町の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成  (1)～(3) (略)  (4) 県は、防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などを行うボランティア現地本部において、防災ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。  (5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画  県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。  なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的な実践的な訓練を行うよう努める。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) 図上訓練  (略)</p> <p>(2) 実地訓練  (略)  ア 総合防災訓練  県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に係る多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 防災ボランティアの育成  (1)～(3) (略)  (4) 県は、被災者のニーズに応じた防災ボランティアの受け入れや派遣、支援物資の調達などの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを継続的に養成するとともに、コーディネート技術の向上のための研修等を行う。また、市町、日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。  (5) (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練計画  県、市町及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。  なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的な実践的な訓練を行うよう努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。</p> <p>(1) 図上訓練  (略)</p> <p>(2) 実地訓練  (略)  ア 総合防災訓練  県又は市町は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。</p> <p>イ～エ (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制等の構築 ア 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握や応援要請のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努める。 イ 県は、市町と調整の上、市町の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進 県は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 業務継続計画の策定等 県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p>	<p>第6節 防災体制の整備</p> <p>1 基本方針 津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能ができる限り集約化していくことが必要である。このため、県及び市町は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。</p> <p>また、県、市町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。</p> <p>さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市町、防災関係機関等との緊急連絡体制の構築 県各関係課長等は平常時から被害状況等の把握のため、市町及び防災関係機関、関係団体との緊急連絡体制の強化・充実に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進 県は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 業務継続計画の策定等 県は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等必要な検討、計画の改訂などを行う。</p>	

修正案	現行	備考
<p>(9) <u>受援計画の策定等</u>  <u>県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</u></p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>情報のバックアップ化</u>  <u>県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（<u>公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等</u>）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>3 市町の活動体制  (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報発信</u>  <u>市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。</u>  <u>なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。</u></p> <p>(4) <u>他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等</u>  <u>ア 市町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。</u>  <u>イ 市町は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておく。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u>  <u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</u>  <u>ウ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p>	<p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>情報のバックアップ化</u>  <u>県は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（<u>建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等</u>）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</u></p> <p>(12) (略)</p> <p>3 市町の活動体制  (1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報発信</u>  <u>市町は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。</u>  <u>なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努める。</u></p> <p>(4) <u>他の地方公共団体等との応援協定締結の推進</u>    <u>市町は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化しておくものとする。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な津波災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。</u></p>	

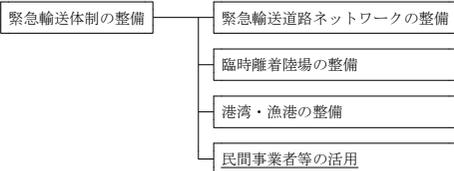
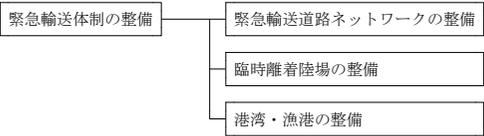
修正案	現行	備考
<p>(5) 業務継続計画の策定等 市町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</p> <p>(6) 受援計画の策定等 市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から受援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>(7)～(10) (略)</p> <p>(11) 情報のバックアップ化 市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。 なお、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p>	<p>(5) 業務継続計画の策定等 市町は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 情報のバックアップ化 市町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7節 通信及び放送施設災害予防</p> <p>1 基本方針 津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、県、市町及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。</p> <p>2 通信用施設設備の整備 (1) 県の整備 県は、有線通信の途絶に備えて、市町及び防災関係機関に対する災害時における迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、防災行政無線のほか、可搬型衛星無線等の整備を図る。</p>	

修正案	現行	備考
<p>また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図るほか、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、<u>県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めるよう努めるなど、情報の収集、伝達に万全を期す。</u></p> <p>(2) 市町の整備  ア 市町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、<u>ソーシャルメディア、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。</u>  （略）  イ （略）</p> <p>(3) 防災関係機関の整備  防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。  <u>なお、県及び市町は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。</u></p> <p>(4) （略）  （削除）  (5)～(6) （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第8節 消防力の充実、強化</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 消防力の強化  (1)～(2) （略）  (3) 消防団の活性化  市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、<u>処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。</u>  （略）  (4)～(5) （略）</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>また、ヘリコプターテレビシステム、高所監視カメラ、救急医療情報システム等の整備の充実を図り、情報の収集、伝達に万全を期すよう努める。</p> <p>(2) 市町の整備  ア 市町は、住民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。  （略）  イ （略）</p> <p>(3) 防災関係機関の整備  防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。</p> <p>(4) （略）  (5) 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築  <u>県は、国、市町と連携協力しながら、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるものとする。</u></p> <p>(6)～(7) （略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第8節 消防力の充実、強化</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 消防力の強化  (1)～(2) （略）  (3) 消防団の活性化  市町長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、<u>知識・技能の向上を図る。</u>  （略）  (4)～(5) （略）</p> <p>4～6 （略）</p>	

修正案	現行	備考
<p>7 救助・救急体制の整備  (1) (略)  (2) 体制の整備  ア 県及び市町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。  イ 市町長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針  津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて避難場所や避難路等、必要な施設整備を行うとともに、必要に応じて十分な高さを有する津波避難ビルの指定を行う。なお、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。  (略)</p> <p>2 避難場所、避難路の指定等  (1) 避難場所  ア～エ (略)  オ 生活必需品等の供給  避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。  また、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。  さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。</p>	<p>7 救助・救急体制の整備  (1) (略)  (2) 救急体制の整備</p> <p>市町長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、県の災害・救急医療情報システムの活用を図る。</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 避難体制の整備</p> <p>1 基本方針  津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市町は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて避難場所や避難路等、必要な施設整備を行うとともに、必要に応じて十分な高さを有する津波避難ビルの指定を行う。  (略)</p> <p>2 避難場所、避難路の指定等  (1) 避難場所  ア～エ (略)  オ 生活必需品等の供給  避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。  また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。とりわけ、学校施設が避難所として多く使用されることから、防災機能の強化を図るため、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置等の整備に努めること。  さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。</p>	

修正案	現 行	備 考
<p>(2) 避難路 市町は、次の事項に留意し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。 なお、避難路の整備にあたっては、地震に揺れによる段差の発生、低地や河川沿いで液状化や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 避難誘導標識等の設置 市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。 (略)</p> <p>7 避難誘導體制 (1) 市町等 ア 津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県・市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、</p>	<p>(2) 避難路 市町は、次の事項に留意し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。 なお、避難路の整備にあたっては、地震に揺れによる段差の発生、低地や河川沿いで液状化や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 避難誘導標識等の設置 市町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。 (略)</p> <p>7 避難誘導體制 (1) 市町等 ア 津波による危険が予想される市町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p>イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県・市町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、</p>	

修正案	現行	備考
<p>警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。</p> <p>ウ 県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。</p> <p>エ 県及び市町は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。</p> <p>オ 高齢者や障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>カ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>第11節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光戦略推進部、警察本部、市町</p> </div> <p>1～2 （略）</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備</p> <p>県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の地域防災計画等に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。</p>	<p>警察と十分調整を図る。</p> <p>ウ 県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。</p> <p>また、高齢者や障害者などの災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。</p> <p>エ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>第11節 災害時要援護者対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>危機管理監室、健康福祉部、県民文化局、観光交流局、警察本部、市町</p> </div> <p>1～2 （略）</p> <p>3 社会福祉施設等の整備</p> <p>(1) 防災組織体制の整備</p> <p>県は、社会福祉施設等の管理者が、市町の指示に基づく具体的な防災計画を定めることを支援するため、その指針を示すものとする。</p>	

修正案	現行	備考																								
<p>(略)</p> <p>また、<u>社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。</u></p> <p><u>市町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、県内外の同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針 体系</p>  <p>2 緊急輸送道路ネットワークの整備</p> <table border="1" data-bbox="262 1010 810 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設定基準</th> <th>接続される防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線</td> <td>県庁、土木(総合)事務所、<u>市役所・町役場、国土交通省・中日本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警察署</u></td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線</td> <td>市役所・町役場の支所、中心城市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局</td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路</td> <td>復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>	区分	設定基準	接続される防災拠点	第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	県庁、土木(総合)事務所、 <u>市役所・町役場、国土交通省・中日本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警察署</u>	第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所・町役場の支所、中心城市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局	第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	二	<p>(略)</p> <p>また、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第12節 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 基本方針 体系</p>  <p>2 緊急輸送道路ネットワークの整備</p> <table border="1" data-bbox="1225 1026 1776 1428"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設定基準</th> <th>接続される防災拠点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線</td> <td>県庁、土木総合事務所、<u>地方生活中心都市の役場、国土交通省・公団等出先機関、空港、重要港湾</u></td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線</td> <td>地方港湾、中心城市駅、広域物流拠点、漁港、臨時離着陸場適地、<u>市村役場、自衛隊基地、現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、警察署、テレビ・ラジオ放送局</u></td> </tr> <tr> <td>第3次緊急輸送道路</td> <td>復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線</td> <td><u>火葬場、畜場</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	設定基準	接続される防災拠点	第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	県庁、土木総合事務所、 <u>地方生活中心都市の役場、国土交通省・公団等出先機関、空港、重要港湾</u>	第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	地方港湾、中心城市駅、広域物流拠点、漁港、臨時離着陸場適地、 <u>市村役場、自衛隊基地、現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、警察署、テレビ・ラジオ放送局</u>	第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	<u>火葬場、畜場</u>	
区分	設定基準	接続される防災拠点																								
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携、救命活動に対応する路線	県庁、土木(総合)事務所、 <u>市役所・町役場、国土交通省・中日本高速道路等出先機関、空港、重要港湾、災害拠点病院、消防本部・消防署、自衛隊基地、警察署</u>																								
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	市役所・町役場の支所、中心城市駅、広域物流拠点、臨時離着陸場適地、地方港湾、漁港、現地医療班派遣病院、テレビ・ラジオ局																								
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	二																								
区分	設定基準	接続される防災拠点																								
第1次緊急輸送道路	初動体制の確保、地域間相互の連携等に対応する路線	県庁、土木総合事務所、 <u>地方生活中心都市の役場、国土交通省・公団等出先機関、空港、重要港湾</u>																								
第2次緊急輸送道路	飲料水・食料品等の最低限必要な物資の供給確保、救急活動等の地域相互の支援体制の確保に対応する路線	地方港湾、中心城市駅、広域物流拠点、漁港、臨時離着陸場適地、 <u>市村役場、自衛隊基地、現地医療班派遣病院、消防署・消防本部、警察署、テレビ・ラジオ放送局</u>																								
第3次緊急輸送道路	復旧活動、路線の多重化・迂回路確保等に対応する路線	<u>火葬場、畜場</u>																								

修正案	現行	備考
<p>3～4 (略)</p> <p>5 民間事業者等の活用</p> <p>(1) 県及び市町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>(2) 県及び市町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。</p> <p>(3) 県及び市町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク図（別紙1）</p> <p>第13節～第15節 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <div data-bbox="103 887 999 946" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>危機管理監室、県民文化局、健康福祉部、農林水産部、市町</p> </div> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、県及び市町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。</p>	<p>3～4 (略)</p> <p>緊急輸送道路ネットワーク図（別紙2）</p> <p>第13節～第15節 (略)</p> <p>第16節 食料及び生活必需品等の確保</p> <div data-bbox="1093 887 1883 946" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>危機管理監室、県民文化局、農林水産部、市町</p> </div> <p>1 基本方針</p> <p>住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p> <p>このため、発災直後から被災者に対して円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図る。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。</p> <p>また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。</p> <p>2 県、市町、県民等の役割分担</p> <p>(1) 県は、被災住民に給与する生活物資及び市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。</p>	

修正案	現行	備考
<p>また、県は、災害の規模等に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 県及び市町は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。</u></p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>【津波災害に強い県土づくり】 (略)</p> <p>また、県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 <u>さらに、市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。</u> (以下略)</p> <p>第18節 建築物等災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 一般建築物の災害予防 県、市町及び施設管理者は、<u>地下街、劇場等の興行場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、災害時要援護者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19節 公共施設災害予防 1 基本方針 (略)</p> <p>このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連</p>	<p>また、県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制の整備を図る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 食料及び生活物資の確保 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。 また、備蓄を行うにあたって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、災害時要援護者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要援護者に対する備蓄物資を拡充する。 (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>【津波災害に強い県土づくり】 (略)</p> <p>また、県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 (以下略)</p> <p>第18節 建築物等災害予防 1～2 (略)</p> <p>3 一般建築物の災害予防 県、市町及び施設管理者は、<u>劇場、駅等不特定多数の者が使用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第19節 公共施設災害予防 1 基本方針 (略)</p> <p>このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連</p>	



修正案	現行	備考								
<p>(8) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立  <u>県及び市町は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。</u></p> <p>(1) 知事の応援要請  ア (略)  イ 他の都道府県等に対する広域応援要請  知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）</u>」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。  (ア)～(カ) (略)  ウ (略)  エ <u>国に対する応援要請</u>  知事は、<u>災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に応援の指示又は要求を行ってもなお不十分な場合など、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう要求する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警察の応援要請  公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく<u>警察災害派遣隊等の警察官等の特別派遣を求める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請  ア～オ (略)</p> <p>カ <u>災害時における医療用ガスの供給等に関する協定</u>  （本章第11節「災害医療及び救急医療」参照）</p> <table border="1" data-bbox="190 1220 855 1305"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 （一社）日本産業・医療ガス協会北陸地域本部</td> <td>H25.5.10</td> <td>0778-24-4000</td> <td>0778-24-5975</td> </tr> </tbody> </table> <p>キ 災害救助犬の出動に関する協定書  （本章第13節「救助・救急活動」参照）  (略)</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 （一社）日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25.5.10	0778-24-4000	0778-24-5975	<p>(8) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 受援体制の確立  <u>県及び市町は、災害時の応援等受入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための受援計画の策定に努める。</u></p> <p>(1) 知事の応援要請  ア (略)  イ 他の都道府県等に対する広域応援要請  知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日）</u>」に基づくほか、以下の応援協定に基づき、他の都道府県・市に対して、応援を要請する。  (ア)～(カ) (略)  ウ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 警察の応援要請  公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定に基づく<u>広域緊急援助隊等の警察官等の特別派遣を求める。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 各種団体に対する応援要請  ア～オ (略)</p> <p>ク 災害救助犬の出動に関する協定書  （本章第13節「救助・救急活動」参照）  (略)</p>	
協定者	協定締結日	TEL	FAX							
石川県 （一社）日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H25.5.10	0778-24-4000	0778-24-5975							

修正案	現行	備考																																																		
<p>ク 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第16節「災害警備及び交通規制」参照) (略)</p> <p>ケ 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第17節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略)</p> <p>コ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="210 544 801 663"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 災害時における応援業務に関する協定 (本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="199 871 792 963"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-274-8812</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>シ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (略)</p> <p>ス 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第25節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>セ 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第27節「防疫、保健衛生活動」参照) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422	<p>キ 災害時における交通誘導及び地域安全の確保等の業務に関する協定 (本章第16節「災害警備及び交通規制」参照) (略)</p> <p>ク 災害時における棺等葬祭用品の供給および遺体の搬送等に関する協定 (本章第17節「行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬」参照) (略)</p> <p>ケ 災害時における応急対策工事に関する基本協定 (本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1205 536 1776 660"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設業協会</td> <td>H20. 12. 15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>コ 災害時における応援業務に関する協定 (本章第20節「公共土木施設等の応急対策」参照)</p> <table border="1" data-bbox="1180 871 1751 954"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H18. 3. 31</td> <td>076-274-8802</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>サ 災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救護輸送等に関する協定書 (略)</p> <p>シ 災害応急対策用物資の保管等に関する協定書 (本章第25節「輸送手段の確保」参照) (略)</p> <p>ス 地震等大規模災害時における公共建築物の清掃及び消毒等に関する協定 (本章第27節「防疫、保健衛生活動」参照) (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																																																
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県	(一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H25. 4. 1	076-274-8812	076-274-8422																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258																																																
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																																																
協定者		協定締結日	TEL	FAX																																																
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (二社) 石川県地質調査業協会	H18. 3. 31	076-274-8802	076-274-8422																																																

修正案	現行	備考
<p>ソ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>タ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制の確立 県及び市町は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。</p> <p>(1) 県 知事は、県下市町はもとより、広域応援縣市、又は他の被災都道府県等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応援部隊の編成 応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。 なお、他の被災都道府県（市町村）への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。</p> <div data-bbox="129 975 1010 1094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 応援部隊には、応援を要請した都道府県（市町村）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。 (略)</p> </div> <p>ウ 国の応援要請に対する協力 県は、国から次の理由により広域応援の要求がある場合、被災都道府県又は被災市町村を応援する。</p> <p>(7) 被災都道府県からの要求に基づき、被害状況等の報告を踏まえ、大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害であると認めるなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると国が認める場合</p>	<p>セ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>ソ 災害時における民間賃貸住宅等の媒介等に関する協定 (本章第30節「住宅の応急対策」参照) (略)</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>10 広域応援協力体制の確立</p> <p>知事は、県下市町はもとより、広域応援縣市等に対し、速やかに広域応援協力が図れるよう次の措置を講ずる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 応援部隊の編成 応援要請の内容に基づき、応援部隊を編成する。 なお、他県（市）への応援部隊の編成に当たっては、次の点を考慮する。</p> <div data-bbox="1093 975 1973 1094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 応援部隊には、応援要請県（市）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。 (略)</p> </div>	

修正案	現行	備考
<p>(1) 災害の規模が極めて甚大であり、被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、被災都道府県からの要求の待ついとまがないと国が認める場合</p> <p>(2) 市町 市町長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。</p> <p>11 (略)</p> <p>第2節 津波警報・注意報の発表 津波警報・注意報の発表のフロー</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報・注意報等の種類、発表基準等 (削除)</p> <p>また、県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。</p> <p>(1) 津波警報等の種類及び発表基準等 ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。 津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p>	<p>11 (略)</p> <p>第2節 津波警報・注意報の発令 津波警報・注意報の発令のフロー</p> <p>1 (略)</p> <p>2 警報・注意報等の種類、発表基準等 (1) 緊急地震速報（警報）の発表基準等 地震動により重大な災害が起こるおそれのあるときは、強い揺れが予想される地域に対し、強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる。 また、県及び市町等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。</p> <p>(2) 津波警報等の種類及び発表基準等 ア 種類 (7) 津波警報 津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき (イ) 津波注意報 津波による災害のおそれがあると予想されるとき (ウ) 津波予報 津波による災害のおそれがないと予想されるとき</p>	

修正案					現行	備考
津波警報等の種類と発表される津波の高さ等						
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	
			数値での発表	定性的表現での発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
		5m<高さ≤10m	10m			
		3m<高さ≤5m	5m			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	
<p>注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>						
<p>イ 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</li> <li>・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</li> <li>・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未達となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</li> </ul>						
<p>(2) 津波情報</p> <p>ア 津波情報の発表等</p> <p>津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</p>						<p>イ 発表基準等</p>

修正案	現行	備考																																													
<p style="text-align: center;"><b>津波情報の種類と発表内容</b></p> <table border="1" data-bbox="219 231 893 555"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 「発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照」</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。</li> <li>・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>最大波の観測値の発表内容</b></p> <table border="1" data-bbox="179 805 934 1011"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>観測された津波の高さ &gt; 1 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ ≤ 1 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>観測された津波の高さ ≥ 0.2 m</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>観測された津波の高さ &lt; 0.2 m</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。</li> <li>・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</li> <li>・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</li> </ul>	情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 「発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照」	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表	津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	<p style="text-align: center;"><b>津波警報・注意報</b></p> <table border="1" data-bbox="1144 815 1899 1206"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>解説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところでも3メートル以上である場合</td> <td>高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところでも1メートル以上3メートル未満である場合</td> <td>高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>1m, 2m</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところでも、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合</td> <td>高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>	種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところでも3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上	津波	予想される津波の高さが高いところでも1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m	津波注意報	予想される津波の高さが高いところでも、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	
情報の種類	発表内容																																														
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 「発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照」																																														
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																														
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)																																														
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)																																														
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																																														
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																																													
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表																																													
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表																																													
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表																																													
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表																																													
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																													
種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ																																												
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところでも3メートル以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上																																											
	津波	予想される津波の高さが高いところでも1メートル以上3メートル未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところでも、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m																																												

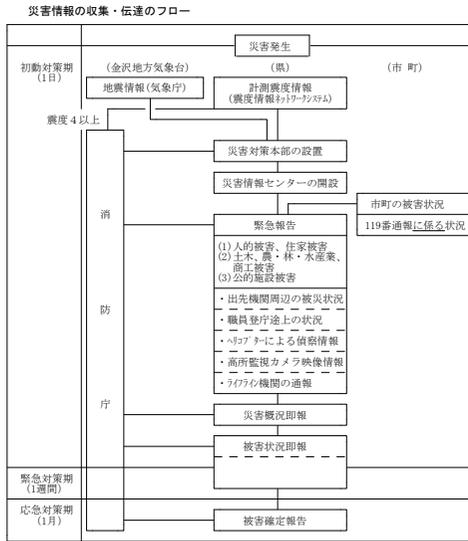
修正案	現行	備考																
<p>最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="230 260 922 598"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>発表基準</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 3 m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>沿岸で推定される津波の高さ &gt; 1 m</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべて数値で発表)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 津波情報の留意事項等</p> <p>① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</li> <li>津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</li> </ul> <p>② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</li> </ul> <p>③ 津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</li> <li>場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</li> </ul> <p>④ 沖合の津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。</li> <li>津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</li> </ul> <p>(3) 津波予報</p> <p>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</p>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																

修正案	現行	備考																																														
<p style="text-align: center;"><b>津波予報の発表基準と発表内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td> </tr> <tr> <td>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">(削除)</p>		発表基準	発表内容	津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	<p>津波予報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;">発表基準</th> <th style="width: 50%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)</td> <td>津波の心配なしの旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;"><b>3 地震・津波に関する情報の種類と内容</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 20%;">情報の種類</th> <th style="width: 75%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">地震</td> <td>震度速報</td> <td>震度3以上を観測した地域名(全国を約190に区分)と地震の揺れの発現時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所とその規模(マグニチュード)を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表</td> </tr> <tr> <td>その他の情報</td> <td>地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津波</td> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		発表基準	内容	津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。		情報の種類	発表内容	地震	震度速報	震度3以上を観測した地域名(全国を約190に区分)と地震の揺れの発現時刻を発表	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所とその規模(マグニチュード)を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	津波	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表				
	発表基準	発表内容																																														
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表																																														
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																																														
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																																														
	発表基準	内容																																														
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。																																														
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。																																														
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。																																														
	情報の種類	発表内容																																														
地震	震度速報	震度3以上を観測した地域名(全国を約190に区分)と地震の揺れの発現時刻を発表																																														
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表																																														
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表																																														
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所とその規模(マグニチュード)を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表 「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動」、津波警報・注意報の発表状況を付加して発表																																														
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表																																														
津波	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表																																														
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表																																														
	津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表																																														
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表																																														

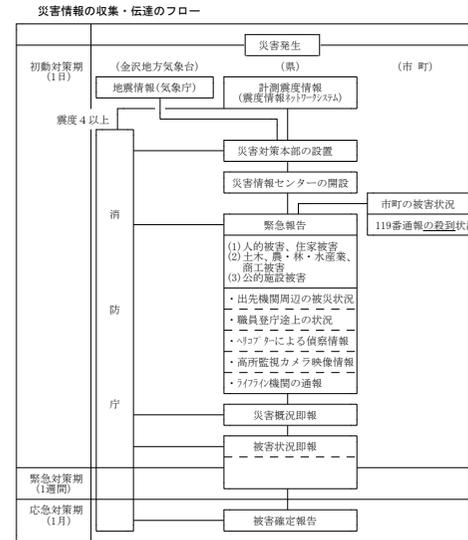
修正案	現行	備考
<p>3～4 (略)</p> <p>5 津波災害発生直前の対策  (1) 安全な避難誘導  (略)  また、市町は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。  <u>なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。</u></p> <p>&lt;一般&gt;  (略)</p> <p><u>○地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</u></p>	<p>4～5 (略)</p> <p>6 津波災害発生直前の対策  (1) 安全な避難誘導  (略)  また、市町は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。  さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。</p> <p>&lt;一般&gt;  (略)</p> <p>(略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、<u>想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</u></p>	

修正案	現行	備考
<p>&lt;船舶&gt;</p> <p>(略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急対策 県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、災害時要援護者の避難支援等の緊急対策を行う。</p> <p>(3) 津波潮位の監視 ア～イ (略) ウ 県及び市町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。</p> <p><u>6～7</u> (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p>	<p>&lt;船舶&gt;</p> <p>(略)</p> <p>○津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。</p> <p>○地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 緊急対策 県及び市町は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、災害時要援護者の避難を支援するなどの緊急対策を行う。</p> <p>(3) 津波潮位の監視 ア～イ (略) ウ 県及び市町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくとも済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。</p> <p><u>7～8</u> (略)</p> <p>第3節 災害情報の収集・伝達</p>	

修正案



現行



備考

1～2 (略)

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 県

(7) 市町からの情報収集及び119番通報に係る状況の情報

県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報に係る状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握する。また、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。

(イ) (略)

イ 市町

(7) (略)

(イ) 119番通報に係る状況の情報

市町は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ (略)

(2) (略)

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 県等

(7) 県(本庁)・県教育委員会

a～c (略)

d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に

1～2 (略)

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 県

(7) 市町からの情報収集及び119番通報殺到状況の情報

県は、市町等から情報を収集するとともに、119番通報殺到状況等の情報を含めて、災害規模に関する概括的情報を把握する。また、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。

(イ) (略)

イ 市町

(7) (略)

(イ) 119番通報殺到状況の情報

市町は、119番通報殺到状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ (略)

(2) (略)

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 県等

(7) 県(本庁)・県教育委員会

a～c (略)

d 被害状況等の情報収集は、市町から行うことを原則とするが、緊急に

修正案	現行	備考												
<p>現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集する。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達する。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 関係機関等の協力関係  <u>県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="152 788 882 887"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光戦略推進部</td> <td>・観光関係の被害</td> <td>観光戦略推進部 企画調整室</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領 ア～ウ (略)</p> <p>エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 災害広報</p>	部	調査事項	主管課	観光戦略推進部	・観光関係の被害	観光戦略推進部 企画調整室	<p>現地の被害状況を把握する必要がある場合は、消防救急無線等を利用し、情報を収集するものとする。</p> <p>また、区域内の市町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。なお、収集した情報は、内容に応じて市町に伝達するものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 関係機関等の協力関係  <u>県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、被害状況の調査及び報告について、相互に連絡し、協力しなければならない。</u></p> <p>カ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 県、教育委員会及び警察本部における災害情報等収集の分担</p> <table border="1" data-bbox="1142 788 1872 887"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光交流局</td> <td>・観光関係の被害</td> <td>観光交流局 企画調整室</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 収集すべき情報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 報告の要領 ア～ウ (略)</p> <p>エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4節～第5節 (略)</p> <p>第6節 災害広報</p>	部	調査事項	主管課	観光交流局	・観光関係の被害	観光交流局 企画調整室	
部	調査事項	主管課												
観光戦略推進部	・観光関係の被害	観光戦略推進部 企画調整室												
部	調査事項	主管課												
観光交流局	・観光関係の被害	観光交流局 企画調整室												

修正案	現行	備考
<p>1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等  (1) (略)  (2) 各種情報提供  県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。  また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。  (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 避難誘導  1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営  (1) 市町  ア (略)  また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、<u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するなど、二次災害の防止を図る。</u>  イ (略)</p> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <div data-bbox="174 1102 934 1227" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の名称</li> <li>○ 避難所開設の日時及び場所</li> <li>○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者も含める。）</li> <li>○ 開設期間の見込み</li> <li>○ 必要な救助・救援の内容</li> </ul> </div> <p>エ 避難等の状況把握  <u>関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。</u>  <u>また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 広報手段等  (1) (略)  (2) 各種情報提供  県及び市町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報が提供できるよう努める。  また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに<u>かんがみ</u>、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。  (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第7節～第8節 (略)</p> <p>第9節 避難誘導  1～6 (略)</p> <p>7 避難所の開設及び運営  (1) 市町  ア (略)  また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 避難所を設置したときは、直ちに次の事項を県に報告する。</p> <div data-bbox="1115 1107 1874 1232" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の名称</li> <li>○ 避難所開設の日時及び場所</li> <li>○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者も含める。）</li> <li>○ 開設期間の見込み</li> <li>○ 必要な救助・救援の内容</li> </ul> </div>	

修正案	現行	備考
<p><b>オ 避難所の運営</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</li> <li>○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li>○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li>○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> <li>○ 被災者のニーズを十分把握し、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や子防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。</li> </ul> </div> <p><b>カ (略)</b></p> <p><b>キ 災害時要援護者に対する配慮</b> 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p><b>ク 災害時要援護者等の健康管理</b> (略) なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p> <p><b>ケ (略)</b></p> <p><b>コ 男女双方の視点の取り入れ</b> 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><b>サ 旅館・ホテル等の活用</b> 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p><b>シ 避難者の住生活の早期確保</b> 避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅</p>	<p><b>エ 避難所の運営</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア等の協力を得て避難所を管理運営する。</li> <li>○ 避難所の管理運営等を適切に行うために、市町職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市町はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。</li> <li>○ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。</li> <li>○ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。</li> <li>○ 被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</li> </ul> </div> <p><b>オ (略)</b></p> <p><b>カ 災害時要援護者に対する配慮</b> 市町は、避難所に災害時要援護者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。</p> <p><b>キ 災害時要援護者等の健康管理</b> (略) なお、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。</p> <p><b>ク (略)</b></p> <p><b>ケ 男女双方の視点の取り入れ</b> 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</p> <p><b>コ 旅館・ホテル等の活用</b> 市町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化にかんがみ、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p><b>サ 避難者の住生活の早期確保</b> 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、</p>	

修正案	現行	備考
<p>の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 広域避難対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 広域一時滞在</p> <p>ア 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>イ 県は、市町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、市町の要請を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町に代わって行う。</p> <p>ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町から求めがあった場合には、同様の助言を行う。</p> <p>エ 市町は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>(4) 避難路の確保 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第10節 災害時要援護者の安全確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">健康福祉部、危機管理監室、観光戦略推進部、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。 安否確認に当たっては、災害時要援護者名簿の活用や、必要に応じて自治会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 広域避難対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難路の確保 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第10節 災害時要援護者の安全確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">健康福祉部、危機管理監室、観光交流局、市町</div> <p>1 (略)</p> <p>2 在宅災害時要援護者に対する対策</p> <p>(1) 災害発生後の安否確認 市町は、災害時要援護者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。 安否確認に当たっては、必要に応じて自治会長、民生委員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	

修正案	現行	備考																						
<p>第11節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針</p> <p>震災・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、<u>発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 他県等からの傷病者の受入体制</p> <p>県は、国、他県等から傷病者の受入要請があったときは、医療機関や消防機関等の関係機関と調整の上、<u>石川DMATを派遣するなど、国が選定した広域搬送拠点における医療の確保を行うとともに、搬送されてきた傷病者の医療機関への受入調整を行う。</u></p> <p>8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部</p> <p>ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p><u>(I)災害時における医療用ガスの供給等に関する協定</u></p> <table border="1" data-bbox="199 943 654 1050"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部</td> <td>H 25.5.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="199 1158 665 1265"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>石川県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>9～12 (略)</p> <p>第12節～第19節 (略)</p>	協定者		協定締結日	石川県	(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H 25.5.10	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター	<p>第11節 災害医療及び救急医療</p> <p>1 基本方針</p> <p>震災・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想されるので、<u>県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。</u></p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県災害対策本部</p> <p>ア 医薬品等 (略)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>イ 輸血用血液 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 1158 1532 1327"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>血液センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>石川県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>愛知県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山県赤十字血液センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福井県赤十字血液センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～11 (略)</p> <p>第12節～第19節 (略)</p>	優先順位	血液センター	1	石川県赤十字血液センター	2	愛知県赤十字血液センター		富山県赤十字血液センター		福井県赤十字血液センター	
協定者		協定締結日																						
石川県	(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部	H 25.5.10																						
優先順位	血液センター																							
1	石川県赤十字血液センター																							
2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター																							
優先順位	血液センター																							
1	石川県赤十字血液センター																							
2	愛知県赤十字血液センター																							
	富山県赤十字血液センター																							
	福井県赤十字血液センター																							

修正案	現行	備考																																																																
<p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>② 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="188 451 752 531"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="188 576 752 655"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (三社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-274-8812</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>① 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="181 959 752 1031"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="181 1070 752 1142"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (三社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H25.4.1</td> <td>076-274-8812</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～9 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社) 石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (三社) 石川県地質調査業協会	H25.4.1	076-274-8812	076-274-8422	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社) 石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (三社) 石川県地質調査業協会	H25.4.1	076-274-8812	076-274-8422	<p>第20節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>② 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1137 448 1671 520"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社) 石川県建設業協会 石川県道路公社</td> <td>H20.12.15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1137 564 1671 644"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社) 石川県建設コンサル協会 石川県道路公社 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H18.3.31</td> <td>076-274-8802</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (略)</p> <p>3 河川、海岸、港湾、漁港等施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>① 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1155 963 1671 1035"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社) 石川県建設業協会 石川県道路公社</td> <td>H20.12.15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 災害時における応援業務に関する協定</p> <table border="1" data-bbox="1155 1070 1671 1142"> <thead> <tr> <th>協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 (社) 石川県建設コンサル協会 石川県道路公社 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会</td> <td>H18.3.31</td> <td>076-274-8802</td> <td>076-274-8422</td> </tr> </tbody> </table> <p>4～9 (略)</p> <p>第21節～第22節 (略)</p> <p>第23節 生活必需品の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 実施体制</p>	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社) 石川県建設業協会 石川県道路公社	H20.12.15	076-242-1161	076-241-9258	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社) 石川県建設コンサル協会 石川県道路公社 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18.3.31	076-274-8802	076-274-8422	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社) 石川県建設業協会 石川県道路公社	H20.12.15	076-242-1161	076-241-9258	協定者	協定締結日	TEL	FAX	石川県 (社) 石川県建設コンサル協会 石川県道路公社 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18.3.31	076-274-8802	076-274-8422	
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (一社) 石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (三社) 石川県地質調査業協会	H25.4.1	076-274-8812	076-274-8422																																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (一社) 石川県建設業協会	H25.4.1	076-242-1161	076-241-9258																																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (一社) 石川県建設コンサル協会 (二社) 石川県測量設計業協会 (三社) 石川県地質調査業協会	H25.4.1	076-274-8812	076-274-8422																																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (社) 石川県建設業協会 石川県道路公社	H20.12.15	076-242-1161	076-241-9258																																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (社) 石川県建設コンサル協会 石川県道路公社 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18.3.31	076-274-8802	076-274-8422																																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (社) 石川県建設業協会 石川県道路公社	H20.12.15	076-242-1161	076-241-9258																																																															
協定者	協定締結日	TEL	FAX																																																															
石川県 (社) 石川県建設コンサル協会 石川県道路公社 (社) 石川県測量設計業協会 (社) 石川県地質調査業協会	H18.3.31	076-274-8802	076-274-8422																																																															

修正案	現行	備考																														
<p>市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。 なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 ア 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。 ウ 県は、被災市町における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第24節 障害物の除去</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 障害物除去の方法 (1) (略) (2) (略) 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="170 1209 904 1374"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県</td> <td>(一社) 石川県建設業協会</td> <td>H25. 4. 1</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～10 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	<p>市町長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。 被災市町自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。 なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。</p> <p>3 生活必需品等の確保 (1) 必要量の把握 県及び市町は、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第24節 障害物の除去</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 障害物除去の方法 (1) (略) (2) (略) 災害時における応急対策工事に関する基本協定</p> <table border="1" data-bbox="1153 1209 1888 1374"> <thead> <tr> <th colspan="2">協定者</th> <th>協定締結日</th> <th>TEL</th> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石川県 石川県道路公社</td> <td>(社) 石川県建設業協会</td> <td>H20. 12. 15</td> <td>076-242-1161</td> <td>076-241-9258</td> </tr> <tr> <td>石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社</td> <td>(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会</td> <td>H18. 3. 30</td> <td>076-232-5330 076-240-8455</td> <td>076-232-5334 076-240-8451</td> </tr> </tbody> </table> <p>6～10 (略)</p>	協定者		協定締結日	TEL	FAX	石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258	石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451	
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県	(一社) 石川県建設業協会	H25. 4. 1	076-242-1161	076-241-9258																												
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																												
協定者		協定締結日	TEL	FAX																												
石川県 石川県道路公社	(社) 石川県建設業協会	H20. 12. 15	076-242-1161	076-241-9258																												
石川県 石川県農業開発公社 石川県林業公社	(社) 石川県土地改良建設協会 石川県森林土木協会	H18. 3. 30	076-232-5330 076-240-8455	076-232-5334 076-240-8451																												

修正案	現行	備考
<p>第25節 輸送手段の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>企画振興部、危機管理監室、<u>商工労働部</u>、自衛隊、海上保安部、市町、JR西日本、JR貨物、のと鉄道、北陸鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>(1) 緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。</p> <p>(2) 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関等が正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、県は、当該事業者に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</u></p> <p>(3) <u>運送事業者である指定公共機関等は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。なお、運送事業者である指定公共機関等は、運送の要請等に対応できるように、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第26節～第28節 (略)</p> <p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理</p> <p>市町は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート<sup>の確保</sup> 生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞</p>	<p>第25節 輸送手段の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>企画振興部、危機管理監室、自衛隊、海上保安部、市町、JR西日本、JR貨物、のと鉄道、北陸鉄道、トラック協会、倉庫協会、防災関係機関</p> </div> <p>1～2 (略)</p> <p>3 実施機関</p> <p>災害応急対策を実施する機関の長が行う。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第26節～第28節 (略)</p> <p>第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 廃棄物の応急的処理</p> <p>市町は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート<sup>の確保</sup> 生活ごみ及びがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞</p>	

修正案	現行	備考																																																				
<p>の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したながれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>なお、市町はあらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住宅確保等の種別 (略)</p> <table border="1" data-bbox="192 959 846 1295"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設</td> <td>被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 既存建物の改造</td> <td>被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 借用</td> <td>一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 既存公営入居等</td> <td>(1) 公営住宅等入居</td> <td>既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設への入居</td> <td>県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 機金融融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付</td> <td>自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 公営建設</td> <td>(1) 災害公営住宅の整備</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般公営住宅の建設</td> <td>一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害救助法による仮設住宅建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p> <p>第31節～第32節 (略)</p>	対策種別及び順位		内 容	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存公営入居等	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入所	3 機金融融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	4 公営建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。	5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	<p>の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したながれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。なお、家屋の解体により、アスベスト廃棄物が発生する場合には、解体業者との間で処理方法を協議したうえで適正処理を行う。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第30節 住宅の応急対策</p> <p>1 基本方針</p> <p>市町等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>なお、市町はあらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 住宅確保等の種別 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1167 951 1861 1295"> <thead> <tr> <th colspan="2">対策種別及び順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 自力確保</td> <td>(1) 自費建設</td> <td>被災者世帯の自力（自費）で建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 既存建物の改造</td> <td>被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。</td> </tr> <tr> <td>(3) 借用</td> <td>一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 既存公営入居等</td> <td>(1) 公営住宅入居</td> <td>既存公営住宅への特別入居</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会福祉施設への入居</td> <td>県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入所</td> </tr> <tr> <td>3 機金融融資</td> <td>・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付</td> <td>自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 公営建設</td> <td>(1) 災害公営住宅の整備</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 一般公営住宅の建設</td> <td>一般公営住宅を建設する。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>災害救助法による仮設住宅建設</td> <td>大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 (略)</p> <p>第31節～第32節 (略)</p>	対策種別及び順位		内 容	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。	2 既存公営入居等	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入所	3 機金融融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。	4 公営建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。	5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。	
対策種別及び順位		内 容																																																				
1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																																				
	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																																				
	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																																				
2 既存公営入居等	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ																																																				
	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入所																																																				
3 機金融融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																																				
4 公営建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。																																																				
	(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。																																																				
5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。																																																				
対策種別及び順位		内 容																																																				
1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。																																																				
	(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。																																																				
	(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。																																																				
2 既存公営入居等	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特別入居																																																				
	(2) 社会福祉施設への入居	県、市町又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入居要件該当者の優先入所																																																				
3 機金融融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。																																																				
4 公営建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。																																																				
	(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。																																																				
5	災害救助法による仮設住宅建設	大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。																																																				

修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>第4章 復旧・復興計画</b></p> <p>第1節～第2節 (略) 第3節 災害復旧資金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>総務部、北陸財務局、<u>日本郵便株式会社</u>（北陸支社）</p> </div> <p>1～3 (略) 4 <u>日本郵便株式会社</u>（北陸支社）の特例措置 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針  <u>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u>  <u>また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</u>  <u>加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</u></p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給  <u>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。</u>  <u>市町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 <u>国有財産の無償借受等</u>  <u>国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、県及び市町は国に対し無償借受等の申請を行う。</u></p> <p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分</p> <p>1～4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第4章 復旧・復興計画</b></p> <p>第1節～第3節 (略) 第3節 災害復旧資金</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>総務部、北陸財務局、<u>郵便事業株式会社</u>（北陸支社）</p> </div> <p>1～3 (略) 4 <u>郵便事業株式会社</u>（北陸支社）の特例措置 (略)</p> <p>第4節 被災者への支援</p> <p>1 基本方針  <u>県、市町及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。</u>  <u>また、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。</u></p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 被災者生活再建支援金の支給  <u>県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金による被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。</u></p> <p>11 (略)</p> <p>第5節 被災者の生活確保のための緊急措置</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第6節 災害義援金及び義援物資の配分</p> <p>1～4 (略)</p>	

修正案	現行	備考
<p>5 義援金及び義援物資の輸送  (1)～(2) (略)  (3) 日本赤十字社石川県支部  (略)  義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、安眠セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体（各地区・分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>6 (略)  第7節 復興計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方向の決定  県及び市町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。  <u>なお、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。</u></p> <p>3 計画的復興の進め方  (1)～(2) (略)  (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。  その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。  <u>併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。</u></p> <p>(4) (略)  (5) 県及び市町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。</p>	<p>5 義援金及び義援物資の輸送  (1)～(2) (略)  (3) 日本赤十字社石川県支部  (略)  義援物資については、日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、日用品セット、お見舞い品セット等）を被災者の状況に応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体（各地区・分区）や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>6 (略)  第7節 復興計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 基本方向の決定  県及び市町は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。</p> <p>3 計画的復興の進め方  (1)～(2) (略)  (3) 県及び市町は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。  その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めよう努める。</p> <p>(4) (略)  (5) 県及び市町は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。</p>	

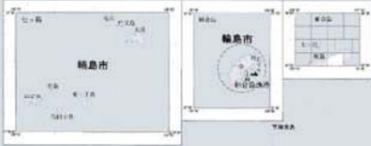
修正案	現行	備考
<p style="text-align: center;"><b>第5章 複合災害対策</b></p> <p><b>第1節 基本方針</b></p> <p>本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。</p> <p>なお、県、市町及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、石川県地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。</p> <p><b>第2節 災害予防対策</b></p> <p><b>1 情報の収集・連絡体制の整備</b></p> <p>(1) 県における通信連絡設備の整備</p> <p>ア 県と関係市町、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系及び地上系防災行政無線施設</p> <p>イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器</p> <p>(2) 通信連絡体制の確立</p> <p>各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ確かな通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。</p> <p><b>2 複合災害時の災害予防体制の整備</b></p> <p>(1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。</p> <p><b>3 複合災害を想定した訓練の実施</b></p> <p>県は、国、関係市町、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。</p> <p>なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練</p>		

修正案	現行	備考
<p>を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。  <u>さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。</u></p> <p><b>第3節 災害応急対策</b></p> <p><b>1 活動体制の確立</b>  (1) <u>県は、複合災害により関係市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、関係市町からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。</u>  (2) <u>複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。</u></p> <p><b>2 情報の収集・連絡</b>  <u>県及び関係市町は、国や防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。</u></p> <p><b>3 避難対策</b>  (1) <u>県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所の確保を図る。</u>  (2) <u>広域避難の実施にあたっては、県は、関係市町に避難先等の情報を示す。</u>  (3) <u>関係市町は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。</u></p> <p><b>4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達</b>  <u>県及び関係市町は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、県警察本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。</u></p> <p><b>5 緊急時医療措置</b>  <u>県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</u></p> <p><b>第4節 災害復旧対策</b></p> <p><u>複合災害として発生する災害の種類に応じて、石川県地域防災計画の本編第4章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。</u></p>		



# 石川県管内図

緊急輸送道路ネットワーク図(旧)  
平成20年3月

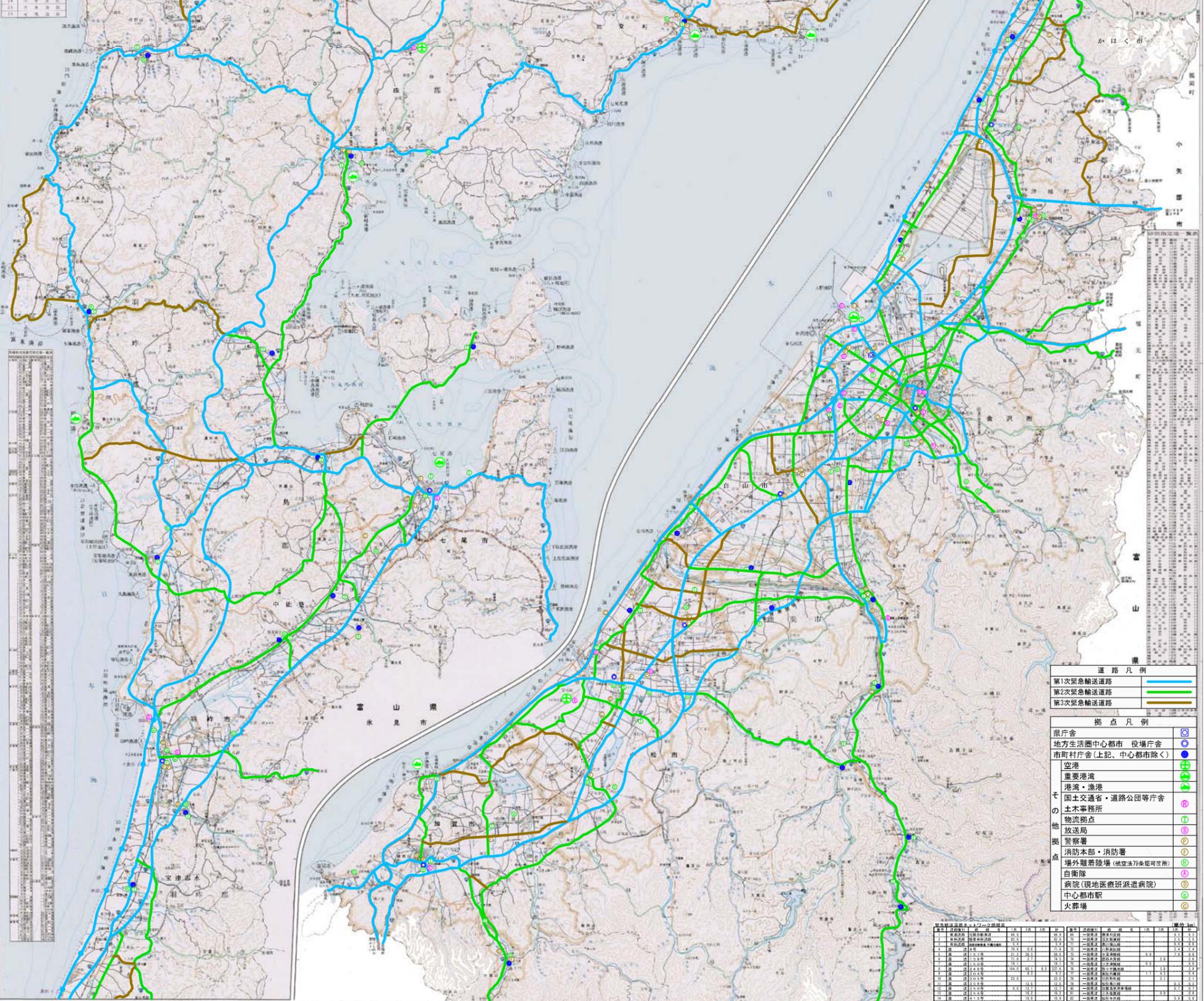


海岸保全区域一覧表

番号	名称
1	石川湾
2	珠洲湾
3	七尾湾
4	能登湾
5	加賀湾
6	富山湾
7	津幡湾
8	小浜湾
9	宇奈月湾
10	穴水湾
11	門前湾
12	野島湾
13	津幡湾
14	小浜湾
15	宇奈月湾
16	穴水湾
17	門前湾
18	野島湾
19	津幡湾
20	小浜湾
21	宇奈月湾
22	穴水湾
23	門前湾
24	野島湾
25	津幡湾
26	小浜湾
27	宇奈月湾
28	穴水湾
29	門前湾
30	野島湾

港湾・漁港一覧表

番号	名称	種別
1	石川湾	重要港湾
2	珠洲湾	重要港湾
3	七尾湾	重要港湾
4	能登湾	重要港湾
5	加賀湾	重要港湾
6	富山湾	重要港湾
7	津幡湾	重要港湾
8	小浜湾	重要港湾
9	宇奈月湾	重要港湾
10	穴水湾	重要港湾
11	門前湾	重要港湾
12	野島湾	重要港湾
13	津幡湾	重要港湾
14	小浜湾	重要港湾
15	宇奈月湾	重要港湾
16	穴水湾	重要港湾
17	門前湾	重要港湾
18	野島湾	重要港湾
19	津幡湾	重要港湾
20	小浜湾	重要港湾
21	宇奈月湾	重要港湾
22	穴水湾	重要港湾
23	門前湾	重要港湾
24	野島湾	重要港湾
25	津幡湾	重要港湾
26	小浜湾	重要港湾
27	宇奈月湾	重要港湾
28	穴水湾	重要港湾
29	門前湾	重要港湾
30	野島湾	重要港湾



国道・県道一覧表

路線番号	名称	延長(km)	備考
1	国道161号	12.1	石川湾
2	国道162号	12.1	珠洲湾
3	国道163号	12.1	七尾湾
4	国道164号	12.1	能登湾
5	国道165号	12.1	加賀湾
6	国道166号	12.1	富山湾
7	国道167号	12.1	津幡湾
8	国道168号	12.1	小浜湾
9	国道169号	12.1	宇奈月湾
10	国道170号	12.1	穴水湾
11	国道171号	12.1	門前湾
12	国道172号	12.1	野島湾
13	国道173号	12.1	津幡湾
14	国道174号	12.1	小浜湾
15	国道175号	12.1	宇奈月湾
16	国道176号	12.1	穴水湾
17	国道177号	12.1	門前湾
18	国道178号	12.1	野島湾
19	国道179号	12.1	津幡湾
20	国道180号	12.1	小浜湾
21	国道181号	12.1	宇奈月湾
22	国道182号	12.1	穴水湾
23	国道183号	12.1	門前湾
24	国道184号	12.1	野島湾
25	国道185号	12.1	津幡湾
26	国道186号	12.1	小浜湾
27	国道187号	12.1	宇奈月湾
28	国道188号	12.1	穴水湾
29	国道189号	12.1	門前湾
30	国道190号	12.1	野島湾

記号例

記号	説明
○	市町村庁舎(上記、中心城市除く)
●	重要港湾
○	港湾・漁港
○	国土交通省・道路公団等庁舎
○	土木事務所
○	物流拠点
○	放送局
○	警察署
○	消防本部・消防署
○	場外避難陸場(航空機70乗降可能所)
○	自衛隊
○	病院(現地医療派遣病院)
○	中心城市駅
○	火葬場

道路凡例

第1次緊急輸送道路	青線
第2次緊急輸送道路	緑線
第3次緊急輸送道路	茶線

拠点凡例

○	市町村庁舎(上記、中心城市除く)
●	重要港湾
○	港湾・漁港
○	国土交通省・道路公団等庁舎
○	土木事務所
○	物流拠点
○	放送局
○	警察署
○	消防本部・消防署
○	場外避難陸場(航空機70乗降可能所)
○	自衛隊
○	病院(現地医療派遣病院)
○	中心城市駅
○	火葬場

緊急輸送道路ネットワーク図(旧)の概要

項目	数
第1次緊急輸送道路	12.1
第2次緊急輸送道路	12.1
第3次緊急輸送道路	12.1
重要港湾	12.1
港湾・漁港	12.1
国土交通省・道路公団等庁舎	12.1
土木事務所	12.1
物流拠点	12.1
放送局	12.1
警察署	12.1
消防本部・消防署	12.1
場外避難陸場(航空機70乗降可能所)	12.1
自衛隊	12.1
病院(現地医療派遣病院)	12.1
中心城市駅	12.1
火葬場	12.1